

岩手県河川区域等表示システム改修業務 特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は「岩手県河川区域等表示システム改修業務」（以下「本業務」という）に適用する。本特記仕様書に記載のない事項については「岩手県県土整備部委託業務共通仕様書」および「岩手県公共測量作業規程」に従うものとする。

2. 目的

本業務は、岩手県が管理する指定河川において、河川台帳等に関する情報のデジタル化を進めると共に、構築済みの岩手県河川区域等表示システムを改修して、河川情報管理システムを構築し、流域治水対策等に必要河川情報の整備を目的とする。

3. 対象地区

岩手県全域（県が管理する一級河川および二級河川の指定区間約 2,831km）

4. 関係法令等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令・規定に準拠するものとする。

- (1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同施行令・施行規則
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (3) 岩手県公共測量作業規程（平成 28 年 4 月 6 日以降適用）
- (4) 測量業務共通仕様書（岩手県県土整備部令和 4 年 4 月 1 日以降適用）
- (5) 岩手県財務規則及び契約約款
- (6) その他関係法令等

5. 業務期間

本業務の契約期間は、契約日の翌日から 126 日間とする。

6. 貸与資料

本業務で使用する資料およびデータ等については、以下のとおり貸与する。

- ・岩手県河川区域等表示システム（令和 4 年 6 月）データ
- ・背景図データ（5 万分 1 地形図）
- ・浸水想定区域データ（Shape）
- ・河川区域データ（Shape）
- ・河川概要図データ（Shape）
※平成 23 年度作成データ（行政界、公共施設、河川名称、重要構造物等）
- ・岩手県河川図（20 万分 1）
- ・その他必要な資料およびデータ

受注者は貸与された資料の取り扱いに十分注意し、業務完了後速やかに返却するものとする。

7. 主任技術者

主任技術者は、国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した「河川台帳整備業務委託」を受託した実績を有する者とし、GIS データについての高度な専門知識と豊富な知見、経験に基づいて作業が行えるよう、公益社団法人日本測量協会の地理空間情報専門技術認定（GIS 2 級以上）として登録されている者とする。

8. 照査技術者

照査技術者は「空間情報総括監理技術者」とする。なお、主任技術者と照査技術者は兼務してはならない。

9. 業務計画

受注者は、契約締結後速やかに以下の必要書類を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者通知書（経歴書・資格証明書添付）

10. 業務内容

本業務の内容は以下に示すとおりとし、河川情報管理システムの構築にあたっては、情報共有が可能で地図の閲覧・編集・分析機能を有する汎用的かつオープンソースソフトウェアである「QGIS」で構築するものとする。

(1) 計画準備

受託者は業務を円滑に行うため、業務全体の目的及び内容を把握するとともに、最適な業務工程、業務実施体制、使用図書等についてとりまとめた業務計画書を提出するものとする。また、本業務を遂行するにあたり、監督職員と密接に連絡を取り、協議の上監督職員の指示に従うものとする。

(2) 河川情報の精査および位置情報確認

貸与資料および河川概要図の電子データから、河川管理に必要な行政界・公共施設・河川名称・河川起終点・重要構造物（水門、揚水機場、橋梁、頭首工等）・雨量計・水位計・河川監視カメラ等の属性情報や位置情報の確認、精査及び追加を行い河川毎にデータのとりまとめを行う。

(3) 浸水想定区域データ搭載

県が指定する浸水想定区域データおよび国が指定する浸水想定区域データをダウンロードし搭載する。

(4) 河川中心線データ作成

岩手が管理する指定河川について、岩手県河川図を用いて河川中心線を作成

し、水系名・河川名・延長を属性情報として付与した Shape データを作成する。
 なお、延長については指定延長と実延長を付与すること。

(5) 背景図データの整備および搭載

国土地理院地図を国土地理院からダウンロードした 5 万分 1 地形図を用いて以下の振興局毎にとりまとめ、本業務で構築する河川情報管理システムに搭載する。また、背景として「GoogleMap」が参照できるように設定する。

- ・ 県北広域振興局土木部 県北
- ・ 県北広域振興局土木部 二戸
- ・ 盛岡広域振興局土木部 盛岡
- ・ 盛岡広域振興局土木部 岩手
- ・ 県南広域振興局土木部 県南
- ・ 県南広域振興局土木部 遠野
- ・ 県南広域振興局土木部 花巻
- ・ 県南広域振興局土木部 北上
- ・ 県南広域振興局土木部 一関・千厩
- ・ 沿岸広域振興局土木部 沿岸
- ・ 沿岸広域振興局土木部 岩泉
- ・ 沿岸広域振興局土木部 宮古
- ・ 沿岸広域振興局土木部 大船渡

(6) 河川情報管理システムの構築

1. 河川管理に必要なデータを GIS で利用可能な形式に変換し、構築した河川情報管理システムにセットアップする。
2. データは河川毎に整理しシームレスに閲覧および参照できるように振興局別に取りまとめ、以下の機能を有するものとする。

| 基本機能 | | 機能概要 |
|---------|--------------|-------------------------|
| | 表示 | 指定された地点や分類による情報表示 |
| | 検索 | 任意属性による検索 |
| | 選択 | 属性値の選択表示 |
| | 編集 | データやリンクの編集・変換 |
| データ取り込み | | |
| | ベクターデータの取り込み | 汎用 CAD・GIS データの取り込み表示 |
| | ラスターデータの取り込み | 汎用画像データの取り込み表示 |
| データ出力 | | |
| | ベクターデータの出力 | 汎用 CAD・KML・GIS 等のデータの出力 |
| | ラスターデータの出力 | 汎用画像（位置情報付）データの出力 |
| 印刷・その他 | | |
| | 印刷機能 | 指定フォーマットに沿った印刷 |

(7) 業務打ち合わせ

打ち合わせは初回、中間、納品時の計3回とする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、発注者と協議の上監督職員の指示に従うものとする。

12. 品質評価

品質評価は、本業務で作成した成果について、仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価を行うものとし、評価の結果、要求品質を満たしていない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

13. 成果品

成果品については、下記のとする。

| | |
|---------------------|-----|
| ・ 報告書 | 1 式 |
| ・ 河川情報管理システム操作マニュアル | 1 式 |
| ・ 電子媒体 (変換データ) | 1 式 |
| ・ GIS セットアップデータ | 1 式 |
| ・ その他発注者が指示した資料 | 1 式 |

14. 納入場所

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県県庁7階 県土整備部 河川課